

令和 4 年 7 月

被保険者各位

日本板硝子健康保険組合

被扶養者の認定状況の確認について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、健康保険法施行規則第 50 条の定め等に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の確認（以下「検認」といいます。）を、下記のとおり実施いたします。

検認は、適正な保険診療を受けていただくために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかの確認を行うものです。

つきましては、同封の「健康保険被扶養者確認調書」の記載内容を確認いただき、別紙の記入要領に基づき必要事項を記入（訂正）し、該当する必要書類を添付の上、必ず期日までに提出をお願いいたします。

なお、データの抽出は 7 月 7 日付で行っており、それ以後の被扶養者削除手続きは反映されておりませんので、ご了承ください。

記

1. 検認の対象となる方

令和 4 年 7 月 7 日時点における当健康保険組合の 18 歳以上の全被扶養者

2. 提出期日

令和 4 年 8 月 26 日（金）（厳守）

※ 健康保険法施行規則第 50 条第 7 項により、「検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」とされているため、提出期日までに提出いただけなかった被保険者については、対象者の被保険者証は無効となりますのでご注意ください。

3. 提出先

所属事業所の人事(健保)担当者

4. 提出書類

①健康保険被扶養者確認調書

②令和 3 年分 所得証明書、または、令和 4 年度分 課税証明書（最新年度分）

※ 源泉徴収票等では代用不可とします。

※ 認定年月日が令和 4 年 1 月 1 日以降の方は、収入に関する書類を省略することができます。

③別紙(両面)の■添付書類一覧より、被扶養者に該当する書類をもれなく添付してください。

5. 注意事項

①審査の結果、健康保険法等の被扶養者の認定基準に該当しないことが判明した場合は、事業所人事(健保)担当者経由で健康保険被扶養者資格の削除通知をしますので、別途「健康保険被扶養者（異動）届」により対象者の資格喪失手続きをしてください。

②被扶養者の追加については、同封の調書で行うことはできません。

手続きには「健康保険被扶養者（異動）届」等の提出が必要となりますので、NSG の方は NBS 人事業務部に、日硝ファイバーの方は事業所人事(健保)担当者にご相談ください。

以 上